

「ぐんまちゃん」の利用に関する取扱要領

（趣旨及び目的）

第1条 この要領は、「ぐんまちゃん」、「関連キャラクター」及び「アニメ『ぐんまちゃん』キャラクター」の利用に関し必要な事項を定め、もって群馬県（以下「県」という）の認知度拡大及びイメージ向上に寄与することを目的とする。

（定義）

- 第2条 この要領において「ぐんまちゃん等」とは、「ぐんまちゃん」、「関連キャラクター」及び「アニメ『ぐんまちゃん』キャラクター」をいう。
- 2 この要領において「ぐんまちゃん」とは別に定める「ぐんまちゃん利用の手引きイラスト一覧（ぐんまちゃん）」に掲げるものをいう。
 - 3 この要領において「関連キャラクター」とは別に定める「ぐんまちゃん利用の手引きイラスト一覧（関連キャラクター）」に掲げるものをいう。
 - 4 この要領において「アニメ『ぐんまちゃん』キャラクター」とは別に定める「アニメ『ぐんまちゃん』利用の手引き」に掲げるものをいう。
 - 5 この要領において「学校等」とは、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育所、認定こども園、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、在外教育施設をいう。
 - 6 この要領において、「県の機関」とは、群馬県行政組織規則（昭和三十二年十月三十一日規則第七十一号）に規定する機関をいう。

（利用申請）

第3条 県の機関以外で「ぐんまちゃん等」を利用しようとする者は、事前の相談を経た後、「ぐんまちゃん等」利用申請書（別記様式第1号）を知事に提出し、あらかじめ許諾を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- （1）日本国内外の学校等が教育の目的で利用する場合
 - （2）日本国内外の報道機関が、報道の目的で利用する場合
 - （3）日本国内外のテレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合で、群馬県のPRに資すると認められる場合
 - （4）著作権法で認められている私的利用の範囲内で利用する場合
 - （5）その他知事が適当と認める場合
- 2 利用申請書には次の書類を添えて提出するものとする。
- （1）法人、団体等の場合は、申請者の概要がわかるもの
 - （2）利用する物件の見本（カラー画像、レイアウト、原稿等）
 - （3）その他知事が必要と認める書類

（資格要件）

第4条 前条に基づく利用申請をしようとする者は、以下の各号をすべて満たすものとする。

- （1）役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと
- （2）日本国内に所在地を有する者であること。ただし、日本国外に所在地を有するが、知事が適当と認める場合はこの限りではない。

（利用許諾の手続き）

第5条 知事は、第3条の利用申請があった場合には、その内容を審査し、当該利用が第1条に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。また、「ぐんまちゃん等」のデザインの統一のため、申請された見本、デザインの修正を求めることができる。

(利用許諾の制限)

第6条 知事は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 群馬県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 「ぐんまちゃん等」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (4) 特定の個人、法人、団体、製品等を支援し、もしくは支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められる場合
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- (6) 「ぐんまちゃん等」を利用することにより、群馬県が主催、共催または支援していると誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) 申請者が、暴力団員等であることが判明した場合
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- (9) 立体物でその表現が「ぐんまちゃん等」を忠実に再現しているものと認められない場合
- (10) 利用申請にあたり「ぐんまちゃん」及び「関連キャラクター」と「アニメ『ぐんまちゃん』キャラクター」を混在して使用している場合
- (11) 申請された見本、デザインの修正指示に応じない場合
- (12) その他承認することが不相当であると知事が認めた場合

2 知事は、前項各号の判断を、別に定める群馬県「ぐんまちゃん」管理委員会に諮ることができる。ただし、第7号の判断に疑義がある場合は、群馬県警察本部長に意見聴取するものとする。

(利用許諾)

第7条 知事は、第3条の利用申請があった場合には、その内容を審査し、利用許諾をする場合は、「ぐんまちゃん等」利用許諾通知書（別記様式第2号）により申請者へ通知するものとする。その際に、知事は「ぐんまちゃん等」の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

2 知事は、利用を許諾しない場合は、「ぐんまちゃん等」利用不許諾通知書（別記様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

(利用料)

第8条 「ぐんまちゃん等」に関する利用料は次の各号のとおりとする。なお、無料利用、有料利用が混在する場合には、有料とする。

- (1) ぐんまちゃん 無料
- (2) 関連キャラクター 有料
- (3) アニメ「ぐんまちゃん」キャラクター 有料

2 前項の有料利用の場合の利用料の額は、次の表において定めるところにより算定した額とする。但し、最低料金は1申請あたり1,100円（消費税及び地方消費税込み）とする。

目的	利用料
商品（販売を目的として製造する品物（パッケージを含む。）またはそれに準ずるもの）に使用する場合	販売価格（消費税及び地方消費税抜き）×5% ×製造数量+消費税及び地方消費税
景品（商品等の販売促進を目的として製造する品物（パッケージを含む。）またはそれに準ずるもの）に使用する場合	製造費用×5%×製造数量+消費税及び地方消費税
上記以外	メディアプロモーション課長と協議の上、事例ごとに判断する。

3 知事は、有料による利用の場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料を免除することができる。

(1) 第1条に規定する目的達成のため、特に効果的な利用方法と認められるとき。

(2) その他公益上の観点から知事が適当と認めるとき。

4 前3項の規定にかかわらず、県内の市町村が公用または公共用に使用するときの利用料は無料とする。

(利用料の納付)

第9条 申請者は第8条第2項の規定による利用料の算定後、知事が発行する納入通知書により、その指定期日までに支払うものとする。

2 前項の規定により納入された利用料は、原則としてこれを返還しない。

(利用料の免除)

第10条 第8条第3項の規定により、利用料の免除を希望する者は、「ぐんまちゃん等」利用料免除申請書(別記様式第4号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により第8条第3項の規定の各号のいずれかに該当すると認めるときは、「ぐんまちゃん等」利用料免除通知書(別記様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請が第8条第3項の規定の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、「ぐんまちゃん等」利用料免除不許諾通知書(別記様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(利用上の遵守事項)

第11条 「ぐんまちゃん等」を利用する者は、その利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 「ぐんまちゃん等」を利用する者は、その利用に際し、第1条に規定する趣旨に反しないよう十分に注意すること。

(2) 利用申請書に記載された利用目的以外に利用しないこと。

(3) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。

(4) 原則として、「ぐんまちゃん等」のデザインに近接して別表1に掲げる著作権表示と許諾番号表示をすること。

(5) 「ぐんまちゃん等」を展開または応用利用したデザインであってもその著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、群馬県に帰属することを承知すること。

(6) 知事が行う売上調査その他の照会に応じること。

(7) 「ぐんまちゃん等」の利用物件は、群馬県が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知し、「ぐんまちゃん等」の利用許諾物件に関し、苦情が生じた場合は、利用者の責務において必要な措置を講じること。

(利用期間)

第12条 第3条の利用申請による利用期間については、次の各号のとおりとする。なお、「ぐんまちゃん」と「関連キャラクター」の利用が混在する場合は、「関連キャラクター」の利用期間を適用する。

(1) ぐんまちゃん 最長で2年以内

(2) 関連キャラクター 最長で1年以内

(3) アニメ「ぐんまちゃん」キャラクター 最長で1年以内

(4) 前3号にかかわらず、許諾期間内に製造された製品等については、許諾期間満了後にその販売等を行うことは妨げない。

2 前項の利用期間満了後においても、引き続き利用するときは、改めて「ぐんまちゃん等」利用申請書(別記様式第1号)を知事に提出し、その許諾を受けなければならない。この場合の扱いは、第5条によるものとする。

(許諾内容の変更等)

- 第13条 申請者が利用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「ぐんまちゃん等」利用変更申請書(別記様式第7号)を知事に提出し、知事の許諾を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の利用変更申請があった場合は、その内容を審査し、許諾の可否を申請者に通知しなければならない。
- 3 知事は、変更許諾をする場合は、「ぐんまちゃん等」利用変更許諾通知書(別記様式第8号)により申請者へ通知するものとする。その際に、知事は「ぐんまちゃん等」の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。
- 4 知事は、利用変更を許諾しない場合は、「ぐんまちゃん等」利用変更不許諾通知書(別記様式第9号)により、申請者へ通知するものとする。

(許諾の取り消し等)

- 第14条 知事は、「ぐんまちゃん等」の利用許諾物件が、この要領又は許諾内容に違反していると認められる場合には、その利用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下、「請求等」という。)を行うことができる。その場合、利用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。
- 2 「ぐんまちゃん等」の利用許諾を受けた者が、前項の請求等に従わないときは、知事は、その許諾を取り消すことができる。
- 3 前項の許諾の取り消しは、「ぐんまちゃん等」許諾取消通知書(別記様式第10号)により通知する。
- 4 本条第2項の規定により利用許諾が取り消されたときは、知事は、その損失の補償の責めを負わない。

(新規のイラスト)

- 第15条 別に定めるイラスト一覧(アニメ「ぐんまちゃん」キャラクター利用の手引きを除く)にないイラストの利用を希望する申請者は、「ぐんまちゃん等」新規イラスト制作に関する同意書(別記様式第11号)を知事に提出した後、原作者に作成を依頼するものとする。なお、作成にかかる費用の一切は申請者の負担とする。
- 2 前項で作成されたイラストの著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は県に帰属し、第三者利用が可能となるものとする。

(情報の公開)

- 第16条 知事は、「ぐんまちゃん等」の適正な利用と広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用の取消し状況について、情報を公開することができる。

(商品等の提出)

- 第17条 利用許諾を受けた者は、その利用に係る商品等の完成後速やかに完成品の写真(場合により実物)を知事に提出しなければならない。

(責任の制限)

- 第18条 申請者が、「ぐんまちゃん等」の利用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償または損失の補償等を求められた場合でも、知事は責任の一切を負わない。

(補則)

- 第19条 この要領に定めるもののほか、「ぐんまちゃん等」の利用に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際に、現に「ぐんまちゃん及びゆうまちゃん」の利用に関する取扱要領の規定により利用許諾（県民生活課が利用許諾に基づいて行う認定を含む。）を受けて「ぐんまちゃん」を利用している者は、この要領の施行の日から2か月間は、この要領の利用許諾を受けずに「ぐんまちゃん」を利用することができる。なお、この間の利用許諾料は無料とする。

附則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 この要領の施行後、令和4年2月28日までは従前の「「ぐんまちゃん」の利用に関する取扱要領」及び「ぐんまちゃん利用の手引き」に基づき申請を行うことができる。

1 原則

「ぐんまちゃん等」を使用する場合は、デザインに近接して以下の著作権表示と許諾番号表示を行うこと。※○は数字

- ① ©群馬県 ぐんまちゃん ○○○○○○-○○
- ② ©Gunma Pref. GUNMACHAN ○○○○○○-○○

2 例外

（1）許諾番号の継続を認める場合

以下の場合で、県が特別に認める場合には、許諾番号の継続を認める。

- ① 利用期間満了時から1ヶ月以内に申請を行っている。
- ② 前回許諾時からデザインに変更がない
- ③ 前回許諾時から利用目的及び利用方法に変更がない

（2）許諾番号省略を認める場合

以下の場合で、県が特別に認める場合には、許諾番号の表示は省略することができる。

- ① 日本国内外のテレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合で、群馬県のPRに資すると群馬県が認めた場合
- ② 県の機関が申請する場合
- ③ デジタルコンテンツ（アプリ、LINEスタンプ、アニメ、ゲーム等）を申請する場合
- ④ 群馬県にとってプロモーション効果が高いと認められる場合
- ⑤ その他知事が適当と認める場合

群馬県知事 様

申請者 所在地 〒

法人名等
役職
氏名

印

(個人申請の場合、自署であれば押印を省略できます)

「ぐんまちゃん等」利用申請書

「ぐんまちゃん」の利用に関する取扱要領を遵守することを了承の上、下記のとおり、「ぐんまちゃん等」を利用したいので許諾してください。

記

利用キャラクター	<input type="checkbox"/> ぐんまちゃん <input type="checkbox"/> 関連キャラクター <input type="checkbox"/> アニメ「ぐんまちゃん」キャラクター		
利用対象物件名			
利用方法			
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
対象物の詳細	販売価格（税抜）又は 製造費用		
	製造数量		
	県内販売の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
	県産品使用の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
担当者連絡先	担当者名： 電話番号： Eメール： F A X ：		
前回の許諾番号			

※欄が不足する場合は別紙（任意）を作成し添付すること。

【添付書類】

- ①企業、団体等概要書（個人申請の場合は不要）
- ②利用する物件の見本（カラー画像、レイアウト、原稿等）
- ③その他参考になるもの

【誓約書】

次の内容を確認の上、□にレ点を記入して、誓約をお願いします。

- 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。
- 前項に反したことにより、貴職が「ぐんまちゃん等」の利用許諾の取消し等を決定した場合は、その決定に従います。

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事

印

「ぐんまちゃん等」利用許諾通知書

令和 年 月 日 付けで申請のありました「ぐんまちゃん等」の利用について、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号、対象物件名	
利用期間	
使用条件	
利用許諾料	

※上記申請者から申請された内容に限り、申請書に添付された物件見本によるデザイン利用を許諾します。

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事 印

「ぐんまちゃん等」利用不承諾通知書

年 月 日付けで申請のあった「ぐんまちゃん等」の利用については、下記 の理由により
承諾できません。

記

年 月 日

群馬県知事 様

申請者 所在地 〒

法人名等

役職

氏名

印

(個人申請の場合、自署であれば押印を省略できます)

「ぐんまちゃん等」利用料免除申請書

「ぐんまちゃん」の利用に関する取扱要領を遵守することを了承の上、下記のとおり利用料の免除を申請します。

記

利用対象物件名			
利用方法			
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
対象物の詳細	県内販売の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
	県産品使用の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
担当者連絡先	担当者名： 電話番号： Eメール： F A X ：		
備考欄			

【添付書類】

上記免除理由に該当することが分かる書類を添付すること。

免除が該当する理由（該当する箇所に○を記入してください）

	(1) 第1条に規定する目的達成のため、特に効果的な利用方法と認められるとき。
	(2) その他公益上の観点から知事が適当と認めるとき。

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事 印

「ぐんまちゃん等」利用料免除許諾通知書

令和 年 月 日 付けで申請のありました「ぐんまちゃん等」の利用料免除申請について、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号、対象物件名	
利用期間	
免除該当理由	

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事 印

「ぐんまちゃん等」利用料免除不許諾通知書

年 月 日付けで申請のあった「ぐんまちゃん等」の利用料免除申請については、次の各号のいずれにも該当しないので、許諾できません。

- (1) 第1条に規定する目的達成のため、特に効果的な利用方法と認められるとき。
- (2) その他公益上の観点から知事が適当と認めるとき。

群馬県知事 様

申請者 所在地 〒

法人名等

役職

氏名

印

(個人申請の場合、自署であれば押印を省略できます)

「ぐんまちゃん等」利用変更申請書

年 月 日付け許諾番号第 ー 号で許諾を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

利用対象物件名	
担当者連絡先	担当者名： 電話番号： Eメール： FAX：

1 変更

項目	変更前	変更後
申請者の情報		
利用物件		

2 追加

項目	変更前	変更後
利用物件		

【添付資料】

- ①企業、団体等概要書（個人申請の場合は不要）
※前回提出時から変更がない場合は、省略可能。
- ②利用する物件の見本（カラー画像、レイアウト、原稿等）
- ③その他参考になるもの

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事

印

「ぐんまちゃん等」利用変更許諾通知書

令和 年 月 日 付けで申請のありました「ぐんまちゃん等」の利用変更について、
下記のとおり許諾します。

記

許諾番号、対象物件名	
変更内容	
使用条件	
利用許諾料	

※上記申請者から申請された変更内容及び申請書に添付された物件見本によるデザイン利用に限り、
利用変更を許諾します。

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事 印

「ぐんまちゃん等」利用変更不許諾通知書

年 月 日付けで申請のあった「ぐんまちゃん等」の利用変更については、下記の理由により許諾できません。

記

(申請者) 様

群馬県知事

印

「ぐんまちゃん等」許諾取消通知書

年 月 日付け許諾番号第 ー 号で許諾した「ぐんまちゃん等」の利用許諾について、下記のとおり取消します。

記

- 1 利用対象物件
- 2 取消の理由

年 月 日

群馬県知事 様

申請者 所在地 〒

法人名等
役職
氏名

印

(個人申請の場合、自署であれば押印を省略できます)

「ぐんまちゃん等」新規イラスト制作に関する同意書

ぐんまちゃん及び関連キャラクター（以下「ぐんまちゃん等」という）について、原作者へ新規作画（著作物の改変）を依頼するにあたり下記の条件に同意いたします。

記

1. ぐんまちゃん等のイラストの新規作画を依頼するにあたり、群馬県の監修に応じる。
2. ぐんまちゃん等の新規作画されたイラストの著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）が群馬県に帰属することを確認する。
3. ぐんまちゃん等の新規作画されたイラストの利用については、「ぐんまちゃん」の利用に関する取扱要領に基づく利用許諾申請を必ず行い、著作権者である群馬県の許可を得る。
4. ぐんまちゃん等の新規作画されたイラストは、群馬県が許諾した利用目的以外には使用出来ない。
5. ぐんまちゃん等の新規作画されたイラストの利用に際しては、「ぐんまちゃん」に関する利用取扱要領の規定を遵守する。
6. ぐんまちゃん等の新規作画されたイラストを利用した二次的著作物については、群馬県も原作者として申請者と同等の権利を有する。